

行橋市産後ケア 宿泊（ショートステイ）のお知らせ



「産後自宅に戻ってから手伝ってくれる人がいない…」「母乳や沐浴、赤ちゃんのお世話これでいいの?」「すこし気分が沈みがち…」など、産後のお母さんは悩んだり不安に思うこともありますね。
そんな時、市が委託する施設で宿泊（ショートステイ）し、相談や指導を受けることができるのが『産後ケア宿泊（ショートステイ）』です。行橋市はお母さんの安心した子育てを応援しています!!

利用できる方

行橋市に住民票がある産後6か月未満のお子さんがいるお母さんで下記に該当する方。

- ① 産後の疲れや育児に不安を感じている方
- ② ご家族などから産後の家事・育児等の支援が受けられない方

サービス内容

市の委託する施設で**宿泊（ショートステイ）**をして、育児や授乳方法の指導、お母さんの不安の解消などの以下のような支援を受けることができます。
※ただし、医療行為はできません。

からだのサポート : お母さんの体調管理、授乳相談など

こころのサポート : 育児相談、お母さんの心の休養など

育児のサポート : 沐浴方法や授乳方法の指導、発育発達に関することなど



自己負担額

※自己負担額は利用した施設を退所時に直接施設にお支払いください。

サービスの種別	世帯区分	自己負担額	利用日数
産後宿泊 (ショートステイ) 母1人、児1人	世帯の市民税所得割額が 133,000円以上	(1日あたり) 2,500円	原則として 7日以内 (7日は分割して利用可能です。 また、必要と認められた場合は 必要最低限の日数の延長が可能です。)
	世帯の市民税所得割額が 133,000円未満	(1日あたり) 1,250円	
	市民税非課税世帯 生活保護世帯	無料	

♥多胎児の場合の加算は、2人目以降1人につき
以下のとおりです。↓

世帯区分	自己負担額
世帯の市民税所得割額が 133,000円以上	(1日あたり) 1,000円
世帯の市民税所得割額が 133,000円未満	(1日あたり) 500円
市民税非課税世帯 生活保護世帯	無料

1日の捉え方

午前10時～翌日午前10時、
昼食・夕食・朝食の3食付き。



利用の流れ

①申請

行橋市子育て支援係（西棟1階 ⑩番窓口）へ申請してください。
 妊娠9ヶ月（32週）から申請が出来ます
 申請する場合は、利用希望施設に事前に利用希望である事をお伝えください。
 申請時に利用希望の施設が未定の場合、決まり次第市役所と施設に連絡をしてください。

申請時にお持ちいただく物

- ☒ 行橋市産後ケア事業利用申請書・同意書
 （申請書と同意書は提出先窓口（市役所1階⑩番窓口）および利用施設に置いています。また、市のホームページからもダウンロードできます。）
- ☒ 母子健康手帳
- ☒ 印鑑
- ☒ 当該年の世帯の課税状況（市民税所得割額）がわかる書類
 （4～5月申請の方は前年度分）
 ※生活保護世帯に該当する方は、生活支援課発行の「保護証明書」をご提出ください。



②通知送付

行橋市子育て支援係から申請者宛に『利用承認通知書』を送付します。
 ※送付時期については、利用が決定する時期により、②と③が前後する場合があります。

③利用開始

行橋市から実施を依頼する施設へ『産後ケア事業実施依頼書』を送付します。
 『利用承認通知書』に記載されている期間、施設で宿泊（ショートステイ）のご利用ができます。

④利用後 アンケート 回答



利用後、QRコードを読み込んでアンケートの回答をお願いします。

産後ケア 宿泊（ショートステイ）を実施している施設

施設名	住所	連絡先
内田産婦人科医院	〒824-0031 行橋市西宮市5-1-10	(0930) 23-0155
しんもと産婦人科 (R7. 2月末まで利用可能)	〒824-0001 行橋市行事7-7-2	(0930) 22-0818
立野レディースクリニック	〒824-0005 行橋市中央1-12-12	(0930) 22-0715
麻の葉助産院	〒824-0025 行橋市東徳永348-3	090-8400-1085
小倉医療センター	〒802-8533 北九州市小倉南区春ヶ丘10-1	093-921-8881

【行橋市産後ケア事業についてのお問い合わせ先】

行橋市役所 子ども支援課 子育て支援係（1階⑩番窓口）
 TEL：0930-25-9610（直通）